介護保険負担限度額認定の手続きについて

介護者人保健施設入所、短期入所を利用する方の食事・部屋代については原則、ご本人による 負担となりますが、申請により低所得の方については、食事・部屋代の負担軽減があります。 詳しくは、ご本人の管轄の市役所へお問合せください。

認定要件について

- ① 本人・同一世帯の家族全員が市民税非課税であること
- ② 配偶者が市民税を課税されていないこと(世帯が同じかどうかは問わない)
- ③ 預貯金等が一定額以下であること(下記表参照)

対象者	預貯金等の資産要件		
本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の	配偶者がいる方【合計2,000万】		
受給者、生活保護受給者	配偶者がいない方 【1,000万】		
本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	配偶者がいる方【合計1,650万】		
80万円以下	配偶者がいない方 【650万】		
本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	配偶者がいる方【合計1,550万】		
80万円超120万円以下	配偶者がいない方 【550万】		
本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	配偶者がいる方【合計1,500万】		
120万円超	配偶者がいない方 【500万】		
第2号被保険者(40歳以上65歳未満)	配偶者がいる方【合計2,000万】		
	配偶者がいない方 【1,000万】		

負担額一覧表(1日当たりの利用料)*申請により段階が決まった方は、負担額が下記になります。

区分	食 費	ユニット型個室	従来型個室	多床室
第1段階	300	880	550	0
第2段階	390		550	
第3段階①	650	1,370	1,370	430
第3段階②	1,360	1,370	1,570	

※ 提出書類・申請方法・提出期限については、ご本人の管轄の市役所へお問合せください。